

四半期報告書

(第12期第2四半期)

株式会社 池田泉州ホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	11
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	19
第4 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	21
2 【その他】	52
3 【中間財務諸表】	53
4 【その他】	58
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	59

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月27日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長兼C E O 鵜川 淳

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町18番14号

【電話番号】 大阪(06)4802局0181番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員企画総務部長 塚越 治

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社池田泉州ホールディングス 企画総務部

【電話番号】 大阪(06)4802局0013番

【事務連絡者氏名】 執行役員企画総務部長 塚越 治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	2018年度中間 連結会計期間	2019年度中間 連結会計期間	2020年度中間 連結会計期間	2018年度	2019年度			
				(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	48,063	45,136	39,862	97,303	88,221		
連結経常利益	百万円	4,329	1,757	5,474	9,698	4,946		
親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	2,981	1,822	4,450	—	—		
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	6,139	3,943		
連結中間包括利益	百万円	6,205	5,264	7,202	—	—		
連結包括利益	百万円	—	—	—	9,316	△1,216		
連結純資産額	百万円	251,078	240,071	238,157	236,462	232,373		
連結総資産額	百万円	5,474,991	5,464,987	5,948,982	5,450,878	5,492,555		
1株当たり純資産額	円	747.74	757.66	749.56	748.83	729.15		
1株当たり中間純利益	円	8.42	5.17	14.51	—	—		
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	18.40	11.40		
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	8.17	5.17	13.28	—	—		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	17.66	11.39		
自己資本比率	%	4.54	4.35	3.96	4.30	4.18		
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△18,292	27,543	272,685	△53,512	17,352		
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△18,264	30,222	△1,815	124,364	50,863		
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12,414	△1,669	△1,403	△40,163	△2,896		
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	657,189	792,857	1,071,442	736,824	801,973		
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,900 [1,176]	2,749 [1,236]	2,645 [1,276]	2,777 [1,187]	2,624 [1,245]		

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	3,216	2,894	1,861	6,334	4,667
経常利益	百万円	2,813	2,360	1,483	5,262	3,756
中間純利益	百万円	2,828	2,365	1,464	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,365	3,773
資本金	百万円	102,999	102,999	102,999	102,999	102,999
発行済株式総数	千株	普通株式 第三種優先株式 第1回第七種優先株式 25,000	281,008 7,500	普通株式 第1回第七種優先株式 25,000	281,008 25,000	普通株式 第1回第七種優先株式 25,000
純資産額	百万円	206,837	192,057	192,295	191,639	192,251
総資産額	百万円	208,832	193,905	193,194	194,012	193,426
1株当たり配当額	円	普通株式 7.50 第三種優先株式 35.00 第1回第七種優先株式 15.00	普通株式 3.75	普通株式 3.75	普通株式 15.00 第三種優先株式 35.00 第1回第七種優先株式 15.00	普通株式 7.50 第1回第七種優先株式 30.00
自己資本比率	%	99.01	99.01	99.50	98.73	99.35
従業員数	人	4	4	2	5	2

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計ー(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、以下の通りであります。

[銀行業]

池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社は、清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。

この結果、2020年9月30日現在では、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社21社及び持分法適用関連会社2社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

① 連結粗利益

当第2四半期連結累計期間の連結粗利益については、役務取引等利益が前第2四半期連結累計期間比3億99百万円減少しましたが、資金利益並びにその他業務利益がそれぞれ前第2四半期連結累計期間比10百万円並びに29億15百万円増加したことから、前第2四半期連結累計期間比25億27百万円増加して、285億93百万円となりました。

イ 資金利益

当第2四半期連結累計期間の資金利益については、貸出金利息並びに有価証券利息配当金の減少などにより資金運用収益が前第2四半期連結累計期間比9億74百万円減少しましたが、債券貸借取引支払利息並びに預金利息の減少などにより資金調達費用も前第2四半期連結累計期間比9億84百万円減少したことから、前第2四半期連結累計期間比10百万円増加して、205億54百万円となりました。

ロ 役務取引等利益

当第2四半期連結累計期間の役務取引等利益については、役務取引等費用が前第2四半期連結累計期間比1億76百万円減少しましたが、役務取引等収益も預金・貸出業務並びに投資信託・保険販売業務などを中心に前第2四半期連結累計期間比5億76百万円減少したことから、前第2四半期連結累計期間比3億99百万円減少して、66億73百万円となりました。

ハ その他業務利益

当第2四半期連結累計期間のその他業務利益については、国債等債券関係損益が前第2四半期連結累計期間比32億99百万円改善したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比29億15百万円増加して、13億65百万円となりました。

② 経常利益

連結粗利益は前第2四半期連結累計期間比25億27百万円増加して、285億93百万円となりました。営業経費は前第2四半期連結累計期間比14億52百万円減少して、225億83百万円となりました。また、与信関連費用は前第2四半期連結累計期間比5億23百万円減少して、13億26百万円となり、株式等関係損益は株式等売却益の減少により、前第2四半期連結累計期間比8億95百万円減少して、3億6百万円の利益となりました。以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は前第2四半期連結累計期間比37億17百万円増加して、54億74百万円となりました。

③ 親会社株主に帰属する中間純利益

経常利益は前第2四半期連結累計期間比37億17百万円増加して、54億74百万円となり、特別損益を計上後の税金等調整前中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比33億89百万円増加して54億21百万円となりました。法人税等合計は前第2四半期連結累計期間比7億38百万円増加して、9億56百万円となったことから、親会社株主に帰属する中間純利益は26億28百万円増加して、44億50百万円となりました。

主要損益の状況

	前第2四半期連結累計期間(A)(百万円)	当第2四半期連結累計期間(B)(百万円)	増減(B)-(A)(百万円)
連結粗利益	26,066	28,593	2,527
資金利益	20,544	20,554	10
役務取引等利益	7,072	6,673	△399
その他業務利益	△1,550	1,365	2,915
営業経費(△)	24,035	22,583	△1,452
与信関連費用(△)	1,849	1,326	△523
株式等関係損益	1,201	306	△895
持分法による投資損益	6	△14	△20
その他	368	499	131
経常利益	1,757	5,474	3,717
特別損益	274	△53	△327
税金等調整前中間純利益	2,032	5,421	3,389
法人税等合計(△)	218	956	738
法人税、住民税及び事業税(△)	419	221	△198
法人税等調整額(△)	△200	734	934
中間純利益	1,813	4,465	2,652
非支配株主に帰属する中間純利益(△) (△は非支配株主に帰属する中間純損失)	△9	14	23
親会社株主に帰属する中間純利益	1,822	4,450	2,628

連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (その他業務収益 - その他業務費用)

セグメントごとの業績につきましては、「銀行業」では、経常収益が前第2四半期連結累計期間比58億1百万円減少の322億24百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比33億38百万円増加の57億16百万円となりました。また、「リース業」では、経常収益が前第2四半期連結累計期間比5億32百万円増加の62億88百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比1億18百万円増加の1億40百万円となり、証券業務やクレジットカード業務等を行う「その他」では、経常収益が前第2四半期連結累計期間比1億42百万円増加の36億78百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比2億62百万円増加の92百万円となりました。

財政状態の分析

① 預金残高

当第2四半期連結会計期間の預金残高は、個人預金・法人預金がともに増加したことから、前連結会計年度比2,951億円増加して、5兆2,830億円となりました。

	前連結会計年度(A)(百万円)	当第2四半期連結会計期間(B)(百万円)	増減(B)-(A)(百万円)
預金	4,987,885	5,283,084	295,199
うち個人預金	3,844,283	3,979,001	134,718

② 貸出金残高

当第2四半期連結会計期間の貸出金残高は、地元中小企業への事業性貸出を中心に、前連結会計年度比1,818億円増加して、4兆1,453億円となりました。

	前連結会計年度（A） (百万円)	当第2四半期連結会計 期間（B） (百万円)	増減（B）－（A） (百万円)
貸出金	3,963,504	4,145,355	181,851
うち住宅ローン	1,772,948	1,777,756	4,808

③ 有価証券残高

当第2四半期連結会計期間の有価証券残高は、主に地方債を中心に投資を行い、前連結会計年度比64億円増加して、5,552億円となりました。

	前連結会計年度（A） (百万円)	当第2四半期連結会計 期間（B） (百万円)	増減（B）－（A） (百万円)
有価証券	548,789	555,282	6,493

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間残高は、前第2四半期連結会計期間比2,785億85百万円増加して、1兆714億42百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、債券貸借取引受入担保金の減少による支出が489億85百万円ありましたが、預金及び借用金（劣後特約付借入金を除く）の増加並びに、貸出金の減少による収入が588億37百万円発生したことを主因として、275億43百万円の収入となりました。

当第2四半期連結累計期間は、貸出金の増加による支出が1,818億50百万円ありましたが、預金及び借用金（劣後特約付借入金を除く）の増加による収入が4,480億92百万円発生したことを主因として、前第2四半期連結累計期間比2,451億42百万円増加して、2,726億85百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、有価証券の売却及び償還による収入1,528億24百万円が、有価証券及び有形固定資産の取得による支出1,219億61百万円を上回ったことを主因として302億22百万円の収入となりました。

当第2四半期連結累計期間は、有価証券及び有形固定資産の取得による支出737億27百万円が、有価証券の売却及び償還による収入722億66百万円を上回ったことを主因として、前第2四半期連結累計期間比320億37百万円減少して、18億15百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

前第2四半期連結累計期間は、配当金の支払による支出24億80百万円があったことなどから、16億69百万円の支出となりました。

当第2四半期連結累計期間は、配当金の支払による支出14億27百万円並びに非支配株主への払戻による支出2億円があったことなどから、前第2四半期連結累計期間比2億66百万円増加して、14億3百万円の支出となりました。

(参考)

① 国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国際業務部門では前第2四半期連結累計期間比66.8%減少しましたが、国内業務部門では前第2四半期連結累計期間比0.7%増加した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比0.0%、9百万円増加しました。

役務取引等収支は、国際業務部門では前第2四半期連結累計期間比7.7%増加しましたが、国内業務部門では5.7%減少した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比5.6%、3億99百万円減少しました。

その他業務収支は、国内業務部門では254.1%増加し、国際業務部門でも前第2四半期連結累計期間比129.3%増加した結果、合計では前第2四半期連結累計期間比188.1%、29億15百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	20,350	196	20,547
	当第2四半期連結累計期間	20,490	65	20,556
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	21,045	1,192	5 22,232
	当第2四半期連結累計期間	21,043	218	3 21,258
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	694	996	5 1,685
	当第2四半期連結累計期間	553	152	3 702
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	7,020	52	7,072
	当第2四半期連結累計期間	6,617	56	6,673
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	10,603	106	10,709
	当第2四半期連結累計期間	10,041	91	10,133
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,582	53	3,636
	当第2四半期連結累計期間	3,424	35	3,460
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	△730	△819	△1,550
	当第2四半期連結累計期間	1,125	240	1,365
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,034	2,953	7 3,981
	当第2四半期連結累計期間	1,145	240	— 1,385
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1,765	3,773	7 5,531
	当第2四半期連結累計期間	19	0	— 20

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。

2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間2百万円、当第2四半期連結累計期間2百万円)を控除して表示しております。

4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

5 その他業務収益及びその他業務費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間で相殺される金融派生商品損益であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の国内業務部門の役務取引等収益は、証券関連業務が増加しましたが、預金・貸出業務並びに投資信託・保険販売業務が減少したことから、前第2四半期連結累計期間比5.3%減少して、100億41百万円となりました。一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比4.4%減少して、34億24百万円となりました。また、国際業務部門の役務取引等収益は91百万円となり、役務取引等費用は35百万円となりました。

この結果、全体の役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比5.4%減少して、101億33百万円となり、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比4.8%減少して、34億60百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	10,603	106	10,709
	当第2四半期連結累計期間	10,041	91	10,133
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,108	—	2,108
	当第2四半期連結累計期間	1,808	—	1,808
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,146	106	1,252
	当第2四半期連結累計期間	1,267	91	1,359
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	961	—	961
	当第2四半期連結累計期間	1,377	—	1,377
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	145	—	145
	当第2四半期連結累計期間	148	—	148
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	263	—	263
	当第2四半期連結累計期間	238	—	238
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	893	0	894
	当第2四半期連結累計期間	903	0	903
うち投資信託・保険販売業務	前第2四半期連結累計期間	3,340	—	3,340
	当第2四半期連結累計期間	3,088	—	3,088
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,582	53	3,636
	当第2四半期連結累計期間	3,424	35	3,460
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	258	53	311
	当第2四半期連結累計期間	244	35	280

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。

2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	4,954,820	16,438	4,971,258
	当第2四半期連結会計期間	5,267,191	15,892	5,283,084
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	2,804,622	—	2,804,622
	当第2四半期連結会計期間	3,267,024	—	3,267,024
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,106,656	—	2,106,656
	当第2四半期連結会計期間	1,975,110	—	1,975,110
うちその他	前第2四半期連結会計期間	43,541	16,438	59,980
	当第2四半期連結会計期間	25,055	15,892	40,948
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	4,954,820	16,438	4,971,258
	当第2四半期連結会計期間	5,267,191	15,892	5,283,084

(注) 1 国内業務部門は、当社及び連結子会社の円建取引であります。

2 国際業務部門は、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

④ 貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,900,313	100.00	4,145,355	100.00
製造業	300,311	7.70	322,976	7.79
農業、林業	645	0.02	509	0.01
漁業	432	0.01	458	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	395	0.01	355	0.01
建設業	104,252	2.67	127,579	3.08
電気・ガス・熱供給・水道業	19,413	0.50	21,623	0.52
情報通信業	16,602	0.43	23,317	0.56
運輸業、郵便業	104,440	2.68	110,507	2.67
卸売業、小売業	281,734	7.22	320,347	7.73
金融業、保険業	150,490	3.86	151,258	3.65
不動産業、物品賃貸業	641,552	16.45	657,084	15.85
学術研究、専門・技術サービス業	16,197	0.41	20,344	0.49
宿泊業、飲食業	33,443	0.86	43,898	1.06
生活関連サービス業、娯楽業	17,031	0.44	20,959	0.51
教育、学習支援業	8,365	0.21	8,042	0.19
医療・福祉	98,092	2.51	124,469	3.00
その他のサービス	85,945	2.20	108,943	2.63
地方公共団体	132,835	3.41	127,405	3.07
その他	1,888,122	48.41	1,955,266	47.17
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,900,313	—	4,145,355	—

(注) 「国内」とは、当社及び連結子会社であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2019年9月30日	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率(2／3)	9.46	9.69
2. 連結における自己資本の額	217,356	215,816
3. リスク・アセットの額	2,297,450	2,226,561
4. 連結総所要自己資本額	91,898	89,062

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、池田泉州銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

池田泉州銀行の資産の査定の額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,204	1,529
危険債権	20,156	28,149
要管理債権	5,717	5,601
正常債権	3,920,167	4,165,782

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに定めた事項等はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	850,050,000
第1回第七種優先株式	25,000,000
計	900,000,000

(注) 計の欄には、定款で規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	281,008,632	281,008,632	東京証券取引所 市場第一部	(注1)
第1回第七種優先株式	25,000,000	25,000,000	—	(注2、3)
計	306,008,632	306,008,632	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、剩余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。

単元株式数は100株です。

2 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式を発行しております。

3 第1回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第七種優先株式を有する株主(以下「第1回第七種優先株主」という。)又は第1回第七種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第七種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第七種優先株式1株につき年30円(ただし、2016年3月31日を基準日とする第1回第七種優先配当金については、第1回第七種優先株式1株につき29,51円を支払うものとする。)の金銭による剩余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「第1回第七種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において(2)の第1回第七種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回第七種優先株主又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して支払う剩余金の配当の額が第1回第七種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回第七種優先株主又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、第1回第七種優先配当金を超えて剩余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剩余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剩余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 優先中間配当金

毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第七種優先株主または第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額の金銭による剩余金の配当(以下「第1回第七種優先中間配当金」という。)を行う。

第1回第七種優先株式 1株につき 15円

ただし、2015年9月30日を基準日とする第1回第七種優先中間配当金については、1株につき14.51円とする。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産を分配するときは、第1回第七種優先株主又は第1回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第七種優先株式1株につき1,000円を支払う。

② 第1回第七種優先株主又は第1回第七種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

第1回第七種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

① 法令に別段の定めがある場合を除き、第1回第七種優先株式について株式の併合又は株式の分割を行わない。

② 第1回第七種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 第1回第七種優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 普通株式を対価とする取得条項

① 2025年3月31日(以下「一斉取得日」という。)に第1回第七種優先株式の全てを取得する。この場合、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回第七種優先株主に対し、その有する第1回第七種優先株式数に第1回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。但し、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(2015年3月23日の終値に0.8を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てた価額)とし、その価額が421円を下回る場合は、421円とする。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記③による調整を受けれる。)とする。

③ 下限取得価額の調整

イ. 第1回第七種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} \times \frac{\text{既發行普通株式数}}{\text{既發行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \times \text{時価}}{\text{既發行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

(C) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)及び(E)並びに下記ハ. (D)において同じ。)をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. 又は下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)又は(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ. に定義する。)が、当該取得の直前の既發行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既發行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ. (A) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、上記30連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本③に準じて調整する。

(B) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(C) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. (A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. 及びロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(D) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ. (B)及び(F)の場合には0円、上記イ. (C)ないし(E)の場合には価額(ただし、(D)の場合は修正価額)とする。

ニ. 上記イ. (C)ないし(E)及び上記ハ. (D)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以後に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。但し、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差引きた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

① 2022年7月1日以降の日で、第1回第七種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第1回第七種優先株主又は第1回第七種優先登録株式質権者に対して、法令上可能な範囲で、第1回第七種優先株式の全部又は一部を取得することができる。但し、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、第1回第七種優先株式を取得すると引換えに、下記②に定める財産を第1回第七種優先株主に対して交付するものとする。

② 第1回第七種優先株式の取得と引換えに、第1回第七種優先株式1株につき1,000円に第1回第七種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(但し、第1回第七種優先株式取得日の属する事業年度において第1回第七種優先株式を有する第1回第七種優先株主又は第1回第七種優先株式の第1回第七種優先登録株式質権者に対して第1回第七種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した額の金銭を支払う。

③ 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(8) 優先順位

第1回第七種優先配当金並びに第1回第七種優先中間配当金及び第1回第七種優先株式の残余財産の支払順位は、当社の発行する他の種類の優先株式と同順位とする。

(9) 単元株式数 100株

(10) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
該当事項はありません。

(11) 除斥期間

当社定款第52条の規定は、第1回第七種優先配当金及び第1回第七種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 7 子会社執行役員 17
新株予約権の数(個) ※	1,563 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 (注2) 156,300 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間 ※	2020年8月31日～ 2050年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 133 資本組入額 (注4)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注7)

※ 新株予約権の発行時(2020年8月28日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2 「1(1)②発行済株式」の内容欄に記載のとおりであります。

3 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないとときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記の他、割当日後、これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4 資本組入額

資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り上げることとする。

5 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
前記(注5)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
- ア 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案、又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 新株予約権者が、(注5)の行使条件に該当しなくなった場合、又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	306,008,632	—	102,999	—	65,499

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	74,595	24.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	14,659	4.79
池田泉州銀行従業員持株会	大阪市北区茶屋町18番14号	10,254	3.35
ダイキン工業株式会社	大阪市北区中崎西2丁目4番12号 梅田センタービル	6,781	2.21
株式会社三井UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,934	1.94
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	5,692	1.86
株式会社オーシー・ファイナンス	東京都港区港南2丁目15番2号	5,000	1.63
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	4,647	1.51
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	4,308	1.40
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,589	1.17
計	—	135,464	44.29

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式74,595千株は、信託業務に係る株式であります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式14,659千株は、信託業務に係る株式であります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付けでJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

所有議決権数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	745,954	26.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	146,597	5.22
池田泉州銀行従業員持株会	大阪市北区茶屋町18番14号	102,544	3.65
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	59,345	2.11
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	46,476	1.65
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	43,083	1.53
伊丹産業株式会社	兵庫県伊丹市中央5丁目5番10号	36,926	1.31
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常設代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	35,895	1.27
STATE STREET BANK WEST CLIENT — TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	34,950	1.24
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	25,055	0.89
計	—	1,276,825	45.53

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行の所有議決権数745,954個は、信託業務に係る株式であります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有議決権数146,597個は、信託業務に係る株式であります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付けでJTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第七種優先株式 25,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 202,300	—	(注) 2
完全議決権株式(その他)	普通株式 280,430,800	2,804,308	(注) 2
単元未満株式	普通株式 375,532	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	306,008,632	—	—
総株主の議決権	—	2,804,308	—

(注) 1 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式」の(注) 3を参照してください。

2 「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式」の(注) 1を参照してください。

3 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,300株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が83個含まれております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社池田泉州 ホールディングス	大阪市北区茶屋町18番14号	202,300	—	202,300	0.06
計	—	202,300	—	202,300	0.06

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	807, 879	1, 079, 397
コールローン及び買入手形	6, 651	10, 591
買入金銭債権	99	99
商品有価証券	50	36
金銭の信託	19, 988	19, 884
有価証券	※1, ※2, ※9, ※12 548, 789	※1, ※2, ※9, ※12 555, 282
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※ 10 3, 963, 504	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※ 10 4, 145, 355
外国為替	※7 5, 468	※7 5, 413
その他資産	※9 77, 889	※9 74, 512
有形固定資産	※11 38, 539	※11 37, 621
無形固定資産	5, 175	4, 659
退職給付に係る資産	12, 587	12, 659
繰延税金資産	9, 104	7, 551
支払承諾見返	8, 210	7, 646
貸倒引当金	△11, 385	△11, 730
資産の部合計	5, 492, 555	5, 948, 982
負債の部		
預金	※9 4, 987, 885	※9 5, 283, 084
借用金	※9 209, 104	※9 361, 999
外国為替	556	511
その他負債	※9 51, 320	※9 54, 262
賞与引当金	1, 201	1, 421
退職給付に係る負債	139	135
役員退職慰労引当金	4	4
睡眠預金払戻損失引当金	519	455
ポイント引当金	183	153
偶発損失引当金	873	917
特別法上の引当金	6	8
繰延税金負債	176	224
支払承諾	8, 210	7, 646
負債の部合計	5, 260, 182	5, 710, 824
純資産の部		
資本金	102, 999	102, 999
資本剰余金	42, 105	42, 104
利益剰余金	78, 839	81, 862
自己株式	△94	△68
株主資本合計	223, 850	226, 897
その他有価証券評価差額金	5, 752	8, 627
繰延ヘッジ損益	△170	△174
退職給付に係る調整累計額	638	506
その他の包括利益累計額合計	6, 220	8, 958
新株予約権	79	64
非支配株主持分	2, 223	2, 236
純資産の部合計	232, 373	238, 157
負債及び純資産の部合計	5, 492, 555	5, 948, 982

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	45,136	39,862
資金運用収益	22,232	21,258
(うち貸出金利息)	19,651	19,611
(うち有価証券利息配当金)	2,238	1,389
役務取引等収益	10,709	10,133
その他業務収益	3,981	1,385
その他経常収益	※2 8,212	※2 7,083
経常費用	43,378	34,387
資金調達費用	1,688	704
(うち預金利息)	724	557
役務取引等費用	3,636	3,460
その他業務費用	5,531	20
営業経費	※1 24,035	※1 22,583
その他経常費用	※3 8,486	※3 7,619
経常利益	1,757	5,474
特別利益	363	27
固定資産処分益	363	27
特別損失	88	80
固定資産処分損	10	22
減損損失	6	3
金融商品取引責任準備金繰入額	0	1
その他の特別損失	※4 70	※4 52
税金等調整前中間純利益	2,032	5,421
法人税、住民税及び事業税	419	221
法人税等調整額	△200	734
法人税等合計	218	956
中間純利益	1,813	4,465
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失(△)	△9	14
親会社株主に帰属する中間純利益	1,822	4,450

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	1,813	4,465
その他の包括利益	3,450	2,737
その他有価証券評価差額金	3,451	2,874
繰延ヘッジ損益	△8	△4
退職給付に係る調整額	7	△132
中間包括利益	5,264	7,202
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,272	7,188
非支配株主に係る中間包括利益	△7	14

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	102,999	42,103	78,804	△831	223,074
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,480		△2,480
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,822		1,822
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		533	535
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	—	1	△657	533	△122
当中間期末残高	102,999	42,105	78,146	△298	222,952

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	9,285	△136	2,197	11,346	71	1,969	236,462
当中間期変動額							
剰余金の配当							△2,480
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,822
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							535
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	3,450	△8	7	3,449	△2	284	3,731
当中間期変動額合計	3,450	△8	7	3,449	△2	284	3,608
当中間期末残高	12,735	△145	2,205	14,795	69	2,254	240,071

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	102,999	42,105	78,839	△94	223,850
当中間期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		2			2
剰余金の配当			△1,427		△1,427
親会社株主に帰属する中間純利益			4,450		4,450
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△3		25	21
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△0	3,022	25	3,047
当中間期末残高	102,999	42,104	81,862	△68	226,897

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,752	△170	638	6,220	79	2,223	232,373
当中間期変動額							
連結子会社株式の取得による持分の増減							2
剰余金の配当							△1,427
親会社株主に帰属する中間純利益							4,450
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							21
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,875	△4	△132	2,738	△14	13	2,737
当中間期変動額合計	2,875	△4	△132	2,738	△14	13	5,784
当中間期末残高	8,627	△174	506	8,958	64	2,236	238,157

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,032	5,421
減価償却費	2,936	2,722
減損損失	6	3
のれん償却額	13	13
持分法による投資損益（△は益）	△6	14
貸倒引当金の増減（△）	△1,473	344
賞与引当金の増減額（△は減少）	248	219
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△910	△71
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	2	△3
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△3	—
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△4	△64
ポイント引当金の増減額（△は減少）	△98	△29
債務保証損失引当金の増減額（△は減少）	143	—
偶発損失引当金の増減（△）	63	44
資金運用収益	△22,232	△21,258
資金調達費用	1,688	704
有価証券関係損益（△）	1,708	△695
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	15	97
為替差損益（△は益）	4,123	1
固定資産処分損益（△は益）	△353	△14
貸出金の純増（△）減	12,773	△181,850
預金の純増減（△）	25,710	295,198
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	20,353	152,894
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	169	△2,049
商品有価証券の純増（△）減	15	13
コールローン等の純増（△）減	△4,006	△3,939
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△48,985	—
外国為替（資産）の純増（△）減	204	54
外国為替（負債）の純増減（△）	394	△45
資金運用による収入	23,536	21,601
資金調達による支出	△1,934	△880
その他	11,190	3,582
小計	27,319	272,029
法人税等の還付額	223	656
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,543	272,685

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△120,562	△72,749
有価証券の売却による収入	74,690	13,774
有価証券の償還による収入	78,134	58,492
有形固定資産の取得による支出	△1,398	△977
無形固定資産の取得による支出	△1,243	△383
有形固定資産の売却による収入	602	27
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,222	△1,815
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	280	210
配当金の支払額	△2,480	△1,427
非支配株主への配当金の支払額	△3	△7
非支配株主への払戻による支出	—	△200
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の処分による収入	535	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,669	△1,403
現金及び現金同等物に係る換算差額	△63	2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	56,033	269,468
現金及び現金同等物の期首残高	736,824	801,973
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 792,857	※1 1,071,442

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 21社

主要な会社名

株式会社池田泉州銀行
池田泉州T T証券株式会社
池田泉州リース株式会社
池田泉州オートリース株式会社
池田泉州信用保証株式会社
近畿信用保証株式会社
株式会社池田泉州J C B
株式会社池田泉州D C
株式会社池田泉州V C
池田泉州キャピタル株式会社
池田泉州ビジネスサービス株式会社
池田泉州システム株式会社
池田泉州投資顧問株式会社

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度において連結子会社であった池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社は、清算が結了したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 2社

会社名

株式会社自然総研
株式会社ステーションネットワーク関西

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 8社

9月末日 13社

(2) 連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社については、各社の中間決算日の中間財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(株式及び投資信託については中間連結決算日前1カ月の市場価格等の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

銀行業以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,972百万円(前連結会計年度末は28,177百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、ポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、池田泉州ＴＴ証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金8百万円であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の処理方法

(借手側)

連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとしております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日) 第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日) 第44号の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「新型コロナウイルス感染症の影響」について重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
株式	120百万円	105百万円

※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び社債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
23,171百万円	25,341百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	1,649百万円	946百万円
延滞債権額	24,997百万円	29,065百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	175百万円	28百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	5,568百万円	5,572百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	32,391百万円	35,613百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
13,281百万円	9,234百万円

※8 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
11,693百万円	12,493百万円

※9 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	242,231百万円	306,307百万円
貸出金	一千万円	103,228百万円
その他資産	984百万円	898百万円
計	243,215百万円	410,433百万円

担保資産に対応する債務

預金	14,546百万円	11,615百万円
借用金	190,075百万円	348,198百万円
その他負債	150百万円	176百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、先物取引負担金、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
先物取引差入証拠金	730百万円	625百万円
保証金	4,337百万円	4,076百万円
先物取引負担金	3百万円	一千万円
金融商品等差入担保金	269百万円	159百万円
中央清算機関差入証拠金	20,000百万円	20,000百万円

※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	720,585百万円	756,917百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	702,298百万円	739,509百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	54,237百万円	53,647百万円

※12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
24,847百万円	25,456百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	11,759百万円	11,517百万円
減価償却費	2,346百万円	2,025百万円
退職給付費用	118百万円	△143百万円

※2 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	1,618百万円	398百万円
償却債権取立益	560百万円	245百万円
債権売却益	18百万円	96百万円
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	4百万円	64百万円
金銭の信託運用益	25百万円	35百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸出金償却	2,036百万円	732百万円
貸倒引当金繰入額	117百万円	658百万円
保証協会負担金	221百万円	234百万円
金銭の信託運用損	40百万円	132百万円
株式等償却	416百万円	92百万円
偶発損失引当金繰入額	63百万円	44百万円
債権売却損	18百万円	一百万円

※4 その他の特別損失は、子会社である池田泉州銀行における抜本的な店舗機能見直しに基づく店舗移転等に係る一時費用であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	281,008	—	—	281,008	
第1回第七種 優先株式	25,000	—	—	25,000	
合計	306,008	—	—	306,008	
自己株式					
普通株式	1,845	0	1,135	710	注1、2、 3
合計	1,845	0	1,135	710	

- (注) 1 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式数には、池田泉州銀行従業員持株会信託が保有する自社の株式がそれぞれ、1,546千株及び433千株含まれております。
 2 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の減少1,135千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株、ストック・オプションの権利行使による譲渡23千株及び池田泉州銀行従業員持株会信託から池田泉州銀行従業員持株会への譲渡1,112千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要		
			当連結 会計年度 期首	当中間連結会計期間	当中間連結 会計期間末 増加 減少				
				増加					
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		—			69			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,105	7.50	2019年3月31日	2019年6月26日
	第1回第七種 優先株式	375	15.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による普通株式の配当金の総額には、池田泉州銀行従業員持株会信託が保有する自社の株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	1,052	その他 利益剰余金	3.75	2019年9月30日	2019年12月2日
	第1回第七種 優先株式	375	その他 利益剰余金	15.00	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 2019年11月14日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、池田泉州銀行従業員持株会信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	281,008	—	—	281,008	
第1回第七種 優先株式	25,000	—	—	25,000	
合計	306,008	—	—	306,008	
自己株式					
普通株式	277	0	75	202	注1、2
合計	277	0	75	202	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少75千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株及びストック・オプションの権利行使による譲渡75千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要		
			当連結 会計年度 期首	当中間連結会計期間		当中間連結 会計期間末				
				増加	減少					
当社	ストック・オプションとしての新株予約権		——				64			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,052	3.75	2020年3月31日	2020年6月26日
	第1回第七種 優先株式	375	15.00	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	1,053	その他 利益剰余金	3.75	2020年9月30日	2020年12月1日
	第1回第七種 優先株式	375	その他 利益剰余金	15.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	799,427百万円	1,079,397百万円
当座預け金	△33百万円	△49百万円
普通預け金	△3,840百万円	△2,611百万円
通知預け金	△30百万円	一百万円
定期預け金	△85百万円	△35百万円
外貨預け金	△297百万円	△673百万円
振替貯金	△382百万円	△785百万円
その他預け金	△1,900百万円	△3,800百万円
現金及び現金同等物	792,857百万円	1,071,442百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	870	873
1年超	5,537	5,359
合計	6,407	6,232

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	807,879	807,879	—
(2) コールローン及び買入手形	6,651	6,651	—
(3) 買入金銭債権(*1)	99	99	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	50	50	—
(5) 金銭の信託	19,988	19,988	—
(6) 有価証券			
その他有価証券	538,172	538,172	—
(7) 貸出金	3,963,504		
貸倒引当金(*1)	△9,671		
	3,953,832	3,955,576	1,743
(8) 外国為替(*1)	5,468	5,468	0
資産計	5,332,144	5,333,888	1,743
(1) 預金	4,987,885	4,987,851	△34
(2) 借用金	209,104	209,087	△17
(3) 外国為替	556	556	—
負債計	5,197,546	5,197,494	△52
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	149	149	—
ヘッジ会計が適用されているもの	49	49	—
デリバティブ取引計	199	199	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,079,397	1,079,397	—
(2) コールローン及び買入手形	10,591	10,591	—
(3) 買入金銭債権(* 1)	99	99	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	36	36	—
(5) 金銭の信託	19,884	19,884	—
(6) 有価証券			
その他有価証券	544,515	544,515	—
(7) 貸出金	4,145,355		
貸倒引当金(* 1)	△9,927		
	4,135,428	4,141,700	6,272
(8) 外国為替(* 1)	5,413	5,413	0
資産計	5,795,368	5,801,641	6,272
(1) 預金	5,283,084	5,283,073	△10
(2) 借用金	361,999	361,990	△8
(3) 外国為替	511	511	—
負債計	5,645,594	5,645,574	△19
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	130	130	—
ヘッジ会計が適用されているもの	415	415	—
デリバティブ取引計	546	546	—

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

ファクタリング業務に係る債権は、貸出金と同様の方法により算定しております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金と同様の方法により算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なるない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)及び輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 外国為替

外国為替は、売渡外国為替及び未払外国為替であり、これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
① 非上場株式(*1) (*2)	5,880	5,823
② 組合出資金(*3)	4,610	4,831
③ その他	5	5
合計	10,496	10,660

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について40百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について63百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

該当ありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	14,246	7,348	6,898
	債券	125,602	125,126	476
	国債	16,352	16,302	49
	地方債	12,015	11,973	42
	短期社債	—	—	—
	社債	97,234	96,849	384
	その他	27,943	23,831	4,111
	小計	167,792	156,305	11,487
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	6,172	7,241	△1,069
	債券	313,469	314,065	△596
	国債	10,028	10,041	△13
	地方債	101,349	101,485	△136
	短期社債	—	—	—
	社債	202,092	202,538	△446
	その他	50,737	52,503	△1,765
	小計	370,379	373,810	△3,431
合計		538,172	530,116	8,055

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	20,073	11,431	8,641
	債券	195,039	194,509	530
	国債	12,803	12,785	18
	地方債	33,177	33,131	46
	短期社債	—	—	—
	社債	149,058	148,592	465
	その他	48,457	44,016	4,440
	小計	263,570	249,956	13,613
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えない もの	株式	2,194	2,751	△556
	債券	243,483	243,797	△313
	国債	14,351	14,363	△12
	地方債	89,579	89,658	△78
	短期社債	—	—	—
	社債	139,552	139,775	△222
	その他	35,267	36,151	△884
	小計	280,945	282,700	△1,755
合計		544,515	532,657	11,857

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,259百万円(うち、株式1,202百万円、社債57百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、43百万円(うち、株式29百万円、社債14百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	8,055
その他有価証券	8,055
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,302
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,753
(△)非支配株主持分相当額	1
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,752

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	11,857
その他有価証券	11,857
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,229
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,628
(△)非支配株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	8,627

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	59,500	45,391	142	142
	為替予約				
	売建	7,421	—	△85	△85
	買建	5,925	—	92	92
	通貨オプション				
	売建	43,325	29,697	△1,132	859
	買建	43,325	29,697	1,132	△397
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		———	———	149	611

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	51,010	39,828	106	106
	為替予約				
	売建	4,978	11	14	14
	買建	3,288	—	9	9
	通貨オプション				
	売建	43,061	29,496	△1,092	840
	買建	43,061	29,496	1,092	△373
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		———	———	130	598

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	9,587	4,146	49
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約		—	—	—
合計			—	—	49

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	9,320	5,078	415
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約		—	—	—
合計			—	—	415

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業経費	7百万円	6百万円

2 ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

決議年月日	2019年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 6 子会社執行役員 18
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	117,400
付与日	2019年8月28日
権利確定条件	退任後10日以内の権利行使
対象勤務期間	2019年8月28日から退任日
権利行使期間	2019年8月29日から2049年7月31日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	140

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 7 子会社執行役員 17
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	156,300
付与日	2020年8月28日
権利確定条件	退任後10日以内の権利行使
対象勤務期間	2020年8月28日から退任日
権利行使期間	2020年8月31日から2050年7月31日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	132

(注) 株式数に換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスを提供しており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、銀行業務及び信用保証業務を行っており、「リース業」は、リース業務等を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	37,011	5,667	42,678	2,457	45,136	—	45,136
セグメント間の 内部経常収益	1,014	89	1,103	1,079	2,182	△2,182	—
計	38,025	5,756	43,781	3,536	47,318	△2,182	45,136
セグメント利益又は 損失(△)	2,378	22	2,400	△170	2,230	△472	1,757
セグメント資産	5,434,350	32,525	5,466,875	28,597	5,495,472	△30,485	5,464,987
セグメント負債	5,210,065	30,421	5,240,487	14,892	5,255,380	△30,464	5,224,916
その他の項目							
減価償却費	2,254	634	2,889	46	2,936	—	2,936
資金運用収益	22,614	32	22,647	88	22,736	△503	22,232
資金調達費用	1,668	50	1,719	36	1,755	△66	1,688
特別利益	370	—	370	—	370	△7	363
特別損失	86	0	87	1	88	—	88
税金費用	165	15	181	37	218	—	218
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	1,727	892	2,620	21	2,641	—	2,641

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、証券業務及びクレジットカード業務等を含んでおります。

3 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△) の調整額△472百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△30,485百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△30,464百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(4) 資金運用収益の調整額△503百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(5) 資金調達費用の調整額△66百万円は、セグメント間の取引消去であります。

(6) 特別利益の調整額△7百万円は、セグメント間の取引消去であります。

4 セグメント利益又は損失(△) は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	31,065	6,149	37,215	2,647	39,862	—	39,862
セグメント間の 内部経常収益	1,158	138	1,297	1,031	2,328	△2,328	—
計	32,224	6,288	38,512	3,678	42,190	△2,328	39,862
セグメント利益	5,716	140	5,857	92	5,949	△474	5,474
セグメント資産	5,919,481	32,808	5,952,290	27,947	5,980,237	△31,254	5,948,982
セグメント負債	5,696,102	31,084	5,727,186	14,878	5,742,065	△31,240	5,710,824
その他の項目							
減価償却費	2,010	666	2,676	46	2,722	—	2,722
資金運用収益	21,675	79	21,754	47	21,802	△543	21,258
資金調達費用	686	52	738	34	772	△68	704
特別利益	34	—	34	—	34	△6	27
特別損失	78	0	78	2	80	—	80
税金費用	773	52	825	130	956	—	956
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	800	524	1,325	35	1,360	—	1,360

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、証券業務及びクレジットカード業務等を含んでおります。

3 調整額は次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△474百万円は、セグメント間の取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△31,254百万円は、セグメント間の取引消去であります。
- (3) セグメント負債の調整額△31,240百万円は、セグメント間の取引消去であります。
- (4) 資金運用収益の調整額△543百万円は、セグメント間の取引消去であります。
- (5) 資金調達費用の調整額△68百万円は、セグメント間の取引消去であります。
- (6) 特別利益の調整額△6百万円は、セグメント間の取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	19,651	6,537	5,665	13,281	45,136

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	19,611	2,232	6,149	11,869	39,862

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	6	—	6	—	6

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	3	—	3	—	3

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	—	13	13	—	13
当中間期末残高	—	69	69	—	69

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	—	13	13	—	13
当中間期末残高	—	41	41	—	41

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1 株当たり純資産額	729円15銭	749円56銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部の合計額（百万円）	232,373	238,157
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	27,677	27,676
(うち第1回第七種優先株式払込金額)	25,000	25,000
(うち第1回第七種優先株式配当額)	375	375
(うち新株予約権)	79	64
(うち非支配株主持分)	2,223	2,236
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額（百万円）	204,696	210,481
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	280,731	280,806

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	5.17	14.51
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,822	4,450
普通株主に帰属しない金額	百万円	375	375
うち取締役会決議による第1回第七種優先株式配当額	百万円	375	375
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,447	4,075
普通株式の期中平均株式数	千株	279,679	280,765
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	5.17	13.28
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	375
うち取締役会決議による第1回第七種優先株式配当額	百万円	—	375
普通株式増加数	千株	194	54,146
うち新株予約権	千株	194	267
うち第1回第七種優先株式	千株	—	53,879
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第1回第七種優先株式 53,879千株	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている池田泉州銀行従業員持株会信託に残存する自社の株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間1,041千株、当中間連結会計期間は該当ありません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、当社が発行する新株予約権の行使に対応するため、2020年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下の通り自己株式を取得することを決議し、実施いたしました。

なお、2020年11月26日の取得をもちまして、上記決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

1. 2020年10月29日開催の取締役会における決議内容

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 600,000株（上限） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 120,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2020年10月30日～2021年3月31日 |

2. 自己株式の取得結果

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 600,000株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 94,800,000円 |
| (4) 取得日 | 2020年11月26日 |

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	514	1,230
未収還付法人税等	1,528	774
その他	530	334
流動資産合計	<u>2,573</u>	<u>2,340</u>
固定資産		
有形固定資産	0	0
無形固定資産	3	3
投資その他の資産		
関係会社株式	190,821	190,821
その他	27	28
投資その他の資産合計	<u>190,849</u>	<u>190,850</u>
固定資産合計	<u>190,853</u>	<u>190,854</u>
資産合計	<u>193,426</u>	<u>193,194</u>
負債の部		
流動負債		
未払費用	7	30
未払法人税等	13	16
未払消費税等	12	11
賞与引当金	11	11
その他	1,128	828
流動負債合計	<u>1,174</u>	<u>898</u>
負債合計	<u>1,174</u>	<u>898</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	102,999	102,999
資本剰余金		
資本準備金	65,499	65,499
その他資本剰余金	14,725	14,721
資本剰余金合計	<u>80,224</u>	<u>80,221</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,042	9,079
利益剰余金合計	<u>9,042</u>	<u>9,079</u>
自己株式	△94	△68
株主資本合計	<u>192,172</u>	<u>192,231</u>
新株予約権	79	64
純資産合計	<u>192,251</u>	<u>192,295</u>
負債純資産合計	<u>193,426</u>	<u>193,194</u>

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	2,894	1,861
営業費用	※1 566	※1 378
営業利益	2,328	1,482
営業外収益	※2 32	※2 1
営業外費用	0	0
経常利益	2,360	1,483
税引前中間純利益	2,360	1,483
法人税、住民税及び事業税	24	20
法人税等調整額	△28	△1
法人税等合計	△4	19
中間純利益	2,365	1,464

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	102,999	65,499	14,723	80,223	9,177	9,177
当中間期変動額						
剰余金の配当					△2,480	△2,480
中間純利益					2,365	2,365
自己株式の取得						
自己株式の処分			1	1		
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	1	1	△114	△114
当中間期末残高	102,999	65,499	14,725	80,224	9,062	9,062

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△831	191,568	71	191,639
当中間期変動額				
剰余金の配当		△2,480		△2,480
中間純利益		2,365		2,365
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	533	535		535
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△2	△2
当中間期変動額合計	533	420	△2	417
当中間期末残高	△298	191,988	69	192,057

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	102,999	65,499	14,725	80,224	9,042	9,042
当中間期変動額						
剰余金の配当					△1,427	△1,427
中間純利益					1,464	1,464
自己株式の取得						
自己株式の処分			△3	△3		
株主資本以外の項目 の当 中 間 期 変 動 額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	△3	△3	36	36
当中間期末残高	102,999	65,499	14,721	80,221	9,079	9,079

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△94	192,172	79	192,251
当中間期変動額				
剰余金の配当		△1,427		△1,427
中間純利益		1,464		1,464
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	25	21		21
株主資本以外の項目 の当 中 間 期 変 動 額 (純額)			△14	△14
当中間期変動額合計	25	58	△14	43
当中間期末残高	△68	192,231	64	192,295

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

3 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する連結納税制度を適用しております。

(3)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44号の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
無形固定資産	0百万円	0百万円

※2 営業外収益のうち主要なものは次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
雑収入	1百万円	1百万円
受取保証料	29百万円	一千万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)
計上額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	190,798	190,798
関連会社株式	23	23
合計	190,821	190,821

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、
「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

中間連結財務諸表注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4 【その他】

中間配当

2020年11月12日開催の取締役会において、第12期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	1,428百万円
1株当たりの中間配当金 普通株式	3円75銭
第1回第七種優先株式	15円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

株式会社 池田泉州ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 南 波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 票 哲朗 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングス及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月26日

株式会社 池田泉州ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 南 波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 刀 祢 哲朗 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社池田泉州ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングスの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月27日

【会社名】 株式会社池田泉州ホールディングス

【英訳名】 Senshu Ikeda Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長兼C E O 鶴川 淳

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町18番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長兼C E O 鵜川淳は、当社の第12期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

